

市内地域密着型サービス事業者 各位

美作市保健福祉部健康政策課

### 令和 5 年度岡山県認知症介護基礎研修について

平素より、本市介護保険行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の件について、下記のとおり研修が実施されますので、貴事業所で受講対象者がいる場合は、もれなく申込みをしていただくようお願いいたします。

なお、本年度より「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(厚生労働省老健局)の改正を受けて、研修は e ラーニングにより実施することとされました。

#### 記

#### 1 申込方法

※本年度から e ラーニングを用いて研修を実施するため、「受講推薦書」の提出は不要です。

受講を希望される場合は専用サイト（下記参照）から申し込んでください。

##### (1) 研修機関

- ・社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター（仙台センター）

##### (2) 募集開始

令和 5 年 6 月 15 日（木曜日）午前 9 時から

##### (3) 申込先

仙台センターの認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム専用サイトから申し込んでください。

<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>

##### (4) e ラーニングの利用に関するお問い合わせについて

- ・受講手続きやシステム操作に関するお問い合わせは、認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム専用サイト内のお問い合わせフォームをご利用ください。

- ・詳しい案内については、下記 URL をご覧ください。

<https://kiso-elearning.jp/> （認知症基礎研修 e ラーニングシステムのご案内）

裏面に続く

### 3 その他

- 令和 3 年度の介護報酬改定により、介護サービス事業者は無資格の介護従業者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられています。(令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務)

#### 【義務付け対象外の資格等】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

### 4 問い合わせ先

〒707-0014 美作市北山 390-2  
美作市保健福祉部（美作保健センター）  
健康政策課介護保険係 担当：山本  
電話 0868-75-3912 FAX 0868-72-7702